

2021 年度利用契約約款の新旧対照表（変更部分）

旧	新
<p>(サービス)</p> <p>第9条 FOCUSスパコン利用サービスにおいて提供するサービスは次のとおり構成される。</p> <p>(中略)</p> <p>7 第1項第9号に係るサービスの提供を受けようとするものは、持ち込む機器及びその利用目的を<u>明確にした書面、並びに財団が求める機器のセキュリティチェック等</u>に係る書類を提出すること。</p> <p>8 (略)</p> <p>(利用申請)</p> <p>第15条 FOCUSスパコン利用サービスの利用申請は、財団所定の申請書又は財団のホームページに表示する申請画面を印字した用紙（以下、併せて「申請書」という）に必要事項を記入の上、当該申請書を<u>財団に書面にて提出すること</u>により行うものとする。</p> <p>2 (以下略)</p> <p>(申請の取り下げ)</p> <p>第20条 財団が申請書を受領後、特段の事情によりプロジェクト（課題）の実施が困難であると判断し、責任者が申請の取り下げをする場合は、財団が利用を承認し前条に定める利用承認通知書を発行する前までに<u>書面にて届出を行うもの</u>とする。</p>	<p>(サービス)</p> <p>第9条 FOCUSスパコン利用サービスにおいて提供するサービスは次のとおり構成される。</p> <p>(中略)</p> <p>7 第1項第9号に係るサービスの提供を受けようとするものは、持ち込む機器及びその利用目的を<u>明確にし、財団が求める機器のセキュリティチェック等</u>に係る書類を提出すること。</p> <p>8 (略)</p> <p>(利用申請)</p> <p>第15条 FOCUSスパコン利用サービスの利用申請は、財団所定の申請書又は財団のホームページに表示する申請画面を印字した用紙（以下、併せて「申請書」という）に必要事項を記入の上、当該申請書を<u>財団に提出すること</u>により行うものとする。</p> <p>2 (以下略)</p> <p>(申請の取り下げ)</p> <p>第20条 財団が申請書を受領後、特段の事情によりプロジェクト（課題）の実施が困難であると判断し、責任者が申請の取り下げをする場合は、財団が利用を承認し前条に定める利用承認通知書を発行する前までに<u>届け出るもの</u>とする。</p>

2 (以下略)

(利用の休止、廃止)

第29条 責任者は、FOCUSスパコンの利用について、次に該当するときは書面で届け出るものとする。

- (1) 一定期間の「休止」を希望するとき。
- (2) 「廃止」を希望するとき。
- (3) 災害事故等により一定期間の利用が困難なとき。
- (4) 利用者が存続しなくなったとき。

2 (以下略)

(附 則) この約款は、平成23年4月1日から施行する。

(中略)

この約款の変更は、令和2年4月1日から施行する。

2 (以下略)

(利用の休止、廃止)

第29条 責任者は、FOCUSスパコンの利用について、次に該当するときは届け出るものとする。

- (5) 一定期間の「休止」を希望するとき。
- (6) 「廃止」を希望するとき。
- (7) 災害事故等により一定期間の利用が困難なとき。
- (8) 利用者が存続しなくなったとき。

2 (以下略)

(附 則) この約款は、平成23年4月1日から施行する。

(中略)

この約款の変更は、令和2年4月1日から施行する。

この約款の変更は、令和3年4月1日から施行する。